

国民年金の届出には

個人番号（マイナンバー）と本人確認が必要です。

平成30年3月5日（月）より、国民年金に関係する各種届出・申請をされる際は、原則マイナンバーを記載することになりました。

また、対象となる被保険者の方のマイナンバーの確認、及び本人確認書類（免許証等）が必要となります。

代理の場合は、委任状等（代理権の確認）に合わせて代理人の本人確認が必要です。

■ 番号法に基づき、届出・申請する場合に必要なもの

★下記をご持参ください。

① 被保険者の方の「個人番号（マイナンバー）通知カード」または「マイナンバーカード」

② 被保険者の方の顔写真付き身分証明書等 1点

（例：運転免許証、パスポート、在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等）

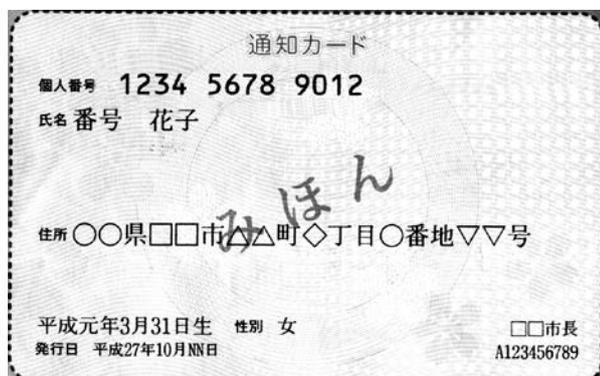
※マイナンバーカードは、1枚で番号確認と本人確認を行うことができます。

※顔写真付きの身分証明書がない場合は、下記より2点必要です。

（例・保険証・福祉医療等の医療受給者証・学生証（写真付き）・介護保険証
・年金手帳・日本年金機構が交付した通知書等

通知カード

「通知カード」とは、平成27年10月以降、簡易書留で送付された、12桁の個人番号が記載されたカードです。



マイナンバーカード

「マイナンバーカード」とは、マイナンバーカードの交付申し込みをした方に交付される、個人番号の記載された顔写真付きのカードです。



◎問い合わせ先 日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2018/201802/2018022001.html>